

○横手市勤労者等福祉施設設置条例施行規則

平成17年10月1日

規則第164号

改正 平成21年3月5日規則第3号

平成22年3月31日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市勤労者等福祉施設設置条例（平成17年横手市条例第179号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、横手市勤労者等福祉施設（以下「福祉施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 福祉施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 福祉施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（ただし、前号に掲げる日を除く。）

(使用許可申請)

第4条 福祉施設を使用しようとする者は、あらかじめ使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請を妥当と認めたときは、使用許可書を申請者に交付するものとする。

(使用の変更及び取消し)

第6条 前条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可の変更又は取消しをしようとするときは、使用期日までに使用許可変更申請書に使用許可書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を妥当と認めたときは、使用許可変更許可書を交付するものとする。

3 使用者は、使用許可変更許可書の交付を受けたときは、変更によって生ずる使用料の不足額を遅滞なく納入しなければならない。

(使用開始後の時間の延長)

(許可書の提示)

第7条 使用者は、福祉施設を使用する際、使用許可書又は使用許可変更許可書を提示しなけれ

ばならない。

(使用料の減免、還付等)

第8条 条例第6条及び第7条ただし書の規定による使用料の減免、免除及び還付を受けようとする者は、使用料減額、免除、還付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を使用料減額、免除、還付決定通知書により、使用者に通知するものとする。

(使用時間の範囲)

第9条 福祉施設の使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(入場の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 保護者(監督する者を含む。)の伴わない中学生以下の者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる者

(3) 動物(盲導犬及び介助犬を除く。)の類を携行する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、福祉施設の管理上支障があると認められる者

(運営協議会)

第11条 福祉施設の運営を円滑にするため、関係機関、使用者の代表者等で構成する横手市勤労者等福祉施設運営協議会を置く。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第12条 条例第11条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第2条、第3条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の横手市勤労者等福祉施設設置条例施行規則(平成15年横手市規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月5日規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第9号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。